

2015年全国生活保護裁判連絡会総会兼交流会

愛媛でにぎやかに開催！～ガイな風が起きた！！～

第21回になる生保裁判連総会は、愛媛県松山市で10月24日に開催されました。総会には各地の生活保護裁判の原告など190人が参加し、特別報告や分科会等でのぎやかに交流しました。

今号では総会の様子をお伝えします。



生保裁判連 ニュース

第五十七号 二〇一五年十一月発行

○発行 全国生活保護裁判連絡会

○事務局 つくし法律事務所

(〇七五 二四一 二二四四)

記念講演



人間らしく生きるための住

阪井ひとみさん

写真を示しながら報告したい。

イタリアに視察。日本の状況との違いにため息。

18～19年前、大手上場企業の支店長「名古屋での勤務を退職し、地元に戻る」ことで不動産の世話をした。ちょうど「退職金離婚」という言葉がもてはやされた時代。この支店長も然り。岡山に帰ってきた。5万円の木造アパートに住み始めた。

100日程度経ったとき、その支店長は「亡くなった」おふくろがくる」と言い始めた。精神疾患の症状をきたすように。お姉さんが支えたりした。



精神疾患があり、障害年金と生活保護で暮らしている

女性。住まいがボロボロ。担当CWに声をかけたら「知らなかった」。そんなことあるかい、と思いつつも・

母娘とも精神疾患の世帯。まさしく「座敷牢」の家。排泄物を処理できないためか畳もない。窓は天井近くにあるだけ。外から鍵。母が亡くなったことで発覚。

精神疾患の方が部屋を決めようとする際にとった写真。前の入居者が出たままの状態。掃除はCWがやっていた。大家いわく「エアコン、照明は新品だ、何が悪い」という態度。

見た目はまともだが「鍵をかけてはいけない」アパート。部屋数に比して設備（台所、トイレ、風呂など）が足りず共同で使っていた。

いずれの物件も、CWは「知らなかった」

長期入院されていた女性の自宅の写真。嫁入りした家の舅にレイプされ、ショックで入院したところに夫から離婚を突きつけられた女性。嫁入り道具だった婚礼布団を何十年も使っていた。ボロボロだが、これがあつたために入居時の布団代が生活保護から支給されなかった（後に寄付の布団を使えた）。

54軒あるが14軒程度しか入居者がいなかったマンションを、家族の協力も得て購入した。写真を見れば違いは一目瞭然。家賃は先ほどの物件と同じ。CWに「ここなら入りたいでしょ」と言ったら3ヶ月で満室になった。きちんと事業としても成り立つように。

長期入院の方の問題。見かねてアパートを新築した。16名のもと長期入院者で満室。

特徴的なのはユニットバスの水栓。精神疾患の方で温度調節が苦手な方が多いので配慮した。また、キッチンのココンロはなくした。割高になったがココンロよりも電子レンジ（ホームヘルパーが入る方にはIHコンロも）を置きやすい形状にした。カップラーメンがごちそうの方もいた。その方にとってはポットが必須。

理事長が示したネットワークの仕組みを私も使っている。全部ネットワークを組んだ上で住んでいただいている。

ホームレス支援のためのアパート。炊き出しの日に雨が降っていた。テナトを張っていたが中にいたのは「支援者」と「鍋」で、食事は雨中でやっていた。ホームレスは急いで食べてすぐにいなくなる。疑問に思って代表者に尋ねた。「屋根があるところで炊き出ししたらどうなる？」確かに屋根のあるところでの炊き出しは聞いたことがなかったが・・・

この（写真の）アパートを炊き出しのために借りた。大家のところから30

回くらい通って友達になった。屋根のあるところで炊き出しすると、ホームレスの方もぼつぼつ話をするように。「おっちゃん、ほんまに家いらんの?」「いらんわ」という会話。何度も通って少しずつ仲良くなると「借りられるならええのう」という言葉が出た。エアコン、給湯費の設備代が高額だったが、岡山弁護士会の計らいで看板を出してくれ、そのおかげでローンを払えた。

ここに住んでいる14名の元ホームレスの方たち。「履歴書に住所が書ける」ことの影響。正社員で働きにいけるようになった。警備員、駐車場整備員、運転手など。周囲の反対を押し切って「日の出荘」という名前にした。

地域活動にも。入居者たちがゴミ掃除、川掃除に積極的に参加。以前は町内会が外注していた。地域の人々から「ありがたう」という声をかけてもらうことの意味。「町内会費はきちんと払っている」ことが本人の気の張りになる事例も。

「わかば」が5000個入っている自販機の写真。銘柄選びは入居者がリクエスト。たばこ業者に「自販機、落ちとらん?」「いいよ」今やその業者も複数入居者を抱える側に。

いろいろなところから入居者の情報が入る。

未成年の子。成人式を重視している。また、非行の子には「次は誰も助けて

くれないよ、自分で何とかしなければいけないよ」とお伝えるようにしている。

県北にコメと肉を毎週のように持つて行っている。もともと庄屋の家で、資産該当性が問題。また、骨董品について福祉事務所は「財産だ」というが疑問。

風呂も電気も止まっていた。

活動について。弁護士等と比べて力がないと思うことはあるが、家があればある程度落ち着く。

前科22犯の高齢男性。前科は多いが一番重大事件は万引き。食事にありつくために万引きをしたところ、有能な弁護士？が執行猶予をつけてしまった(?)。

私の管理する物件に住み、草引きをしてくれるようになった。

70代女性の話。認知症状が起きつつあり配慮が必要だったが、今はうちのアパートで幸せに暮らしている。

自分から弁護士への依頼ができる人ばかりではない。その人のことを考えてもらうことの大切さ。たいへんなことが次々起こるが、皆で少しずつお節介焼きになれば乗り切れる。他地域でもこうした取り組みが広がればいい。

井上雅雄さん

人間らしく生きるための住まい保障、岡山・入居支援ネットワークの取り組みからとして、認定NPO法人おかもやま入居支援センター理事長で弁護士の、井上雅雄さんから報告がありました。

平成15年ころ以降、司法・福祉双方にまたがる専門職による「なんでも相談会」等の活動が背景にあったものの、平成20年ころ、井上さんは精神疾患で長期入院を余儀なくされていた方の住まいの確保にさまざまな「壁」を感じた事例にぶつかったそうです。そんな中、精神障害者の入居支援に継続的に取り組まれてきた阪井さんとの出会いがきっかけとなり、約1年後のNPO設立に向けて動き出したそうです。

自立を阻む問題は単に保証人がみつからないだけではなく、地域の問題や本人の生活力をはじめとする様々な力の低下の問題、さらには貸貸人の不安など、さまざまな問題が複雑にからみあって生じます。

NPOでは、地域社会や本人の不安を解消するため、医療と生活のサポート体制を整えるとともに、充実したサポート態勢を不動産仲介業者に積極的に提供し、その協力を得て、賃貸人の不安を軽減するスキームを作りました。医療機関・自立支援事業者・行政機関・仲介業者・財産管理者など多数の関係者が個々人の入居と生活を支える仕組みを作ろうというのが、コンセプトです。NPOの役割は、ネットワークの形成・維持支援に加えて、物件探し、入

居保証や退去時の対応など、あらゆる点に及びます。個々人ごとに担当理事を決めてネットワークのコーディネーターとなるとともに、必要に応じて賃貸保証人や緊急連絡先になったりもします。理事会でしっかりと審査したうえで支援の有無を決定するため、支援しないという決定になることもしばしばあるのですが、いざ支援決定がなされれば、継続的なケース会議を開き密に情報共有を図るなどして、充実した支援がなされます。

シェルター事業も行ったり、居場所を提供するためサロンも開いたりしたのですが、サロンについては利用者が固定化し他の方が使いづらくなってしまうなどしたため休止せざるを得ず、また、民間住宅よりも遙かに公営住宅のほうが対応が硬直的で使いにくいなど、さまざまな問題点も見えてきています。岡山県・岡山市では条例改正にも至るなど、NPOの取り組みが制度を変える力にもなっています。

刑余者や被虐待の経験をもった方々の支援など、さまざまな複雑な事例への対応を広げつつ、NPOとしての安定的な基盤の確保が引き続きの課題とのことでした。



特別報告

1 最初に江野尻正明弁護士から、「Mさんの介護保障裁判」あたり前の地域生活を求めて」との報告があった。

原告のMさんは、視覚障害および進行性の難病を持ち常に介助者が必要な一人暮らしをする30代男性である。食事や排泄のほか、友人らとの交流や外出、さまざまな活動のため少なくとも月558時間(1日18時間)の介助が必要な実態があったが、市役所が3回に亘って決定した介護支給量は月に372〜403時間だけであった。

Mさんの自己決定権を無視する原決定はおかしいとして審査請求をし、勝利(処分取消) 判決は出た。ところが、取消裁判を受けた市役所は改めて月403時間の支給量決定をした。不可解な決定に対し取消訴訟、義務づけ訴訟を出したところ、市の職員が申請書に「403時間」という数字を事後的に書き込んだことが判明し、国家賠償請求訴訟も追加した。この裁判を通じて、法律に基づいた行政を目指すとともに、当たり前の地域生活を希望するMさんの闘いへの共感を広げたい。



2 次に菅陽一弁護士から、愛媛での「人間らしく生きたい！」裁判の取り組みについて報告があった。

愛媛では2014年11月に提訴され、まもなく提訴1周年を迎える。「人間らしく生きたい！」裁判と銘打ち、裁判の意義や単に生活保護にとどまらない問題点をアピールしている。40名を超える原告が戦っており、口頭弁論期日には各原告による「意見陳述」をしているが、裁判所が制限的な運用をしようとし、緊張関係が続いている。次回口頭弁論期日が近く控えているので、ますます多くの方々への支援を求めたい。



3 続いて岡崎充隆弁護士から、八幡浜市の保護廃止事件で、執行停止決定と審査請求認容判決がなされた事案についての報告がなされた。

集合住宅3階に住むAさんは持病によって働くことが難しく、歩行すら困難だったが、厳しい就労指導がなされついに保護打ち切り(保護の廃止)となった。この間もAさんは1階にある郵便受けまで行くことすら難しかった。岡崎弁護士が電話相談を受けAさん宅に伺い、福祉事務所に事情を尋ねるとともに保護再申請をしたが、Aさんの病状は詐病であるなどという驚くべき理由で福祉事務所は再申請を却下した。このため急ぎ保護廃止決定へ

の審査請求、再申請の却下決定への審査請求とともに停廃止決定への取消訴訟も提起した。支援者の示唆を受け入院することにし、岡崎弁護士がAさんを背負って集合住宅の階段を降り、病院まで連れて行った。医師の診断等をふまえ裁判所は、提訴からわずか1ヶ月で執行停止決定を出した。福祉事務所に対して直ちに保護費支給を求めたところ1週間後全額支給された。その後、愛媛県知事裁決でも停廃止処分を取り消しがなされたが、たびたびの催促にもかかわらず、審査請求提起から実に5ヶ月以上経ってからのことであった。



ついで実施機関が精査検討する必要があるとした点である。2点目は、届け出・申告義務について、単に生活保護のしおりや連絡文書を交付または送付しているだけでは不十分で、たとえばそれを広げて項目を示しながら丁寧に説明したり、少なくとも口頭で念押しするなど、受け手に理解できるように指示内容を可能な限り明確化する必要があるとした点である。3点目は、アルバイト収入が有効活用されているかという部分についても、原告救済のため、実質的に考慮すべきとの価値判断が示されている点である。



4 4番目は石坂想弁護士から、川崎市の高校生アルバイト就労事件についての勝訴報告があった。修学旅行費を捻出するためにアルバイトをしていた高校生の収入が課税調査で判明したことを受け、法78条に基づく費用徴収決定がなされた事件である。横浜地裁で勝利し、被告川崎市は控訴せず確定した。

5 最後5番目は石側亮太弁護士から、京都市の増収指導事件の差戻審勝訴報告である。妻とともに暮らす原告は妻の体調により外で働くことが困難なため、和装関連の内職を生業としていた。内職には車が必須であるが、福祉事務所から再三再四、処分を指示されていた。ところが福祉事務所の行った文書指示は、「その仕事の収入を月11万円に増収せよ」というものであった。和装関連の不況によりその指示は客観的には実現不可能だったが保護は廃止された。本人が提訴を迷っておられたため、保護廃止後3年近く経って

からの国家賠償請求となった。1審は勝訴したが2審大阪地裁で逆転敗訴。最高裁に上告したところ2014年10月23日に破棄差戻しの判決。今回の大阪高裁判決は、福祉事務所職員の過失を認め国家賠償責任があるとした。原告勝訴の判断をした裁判所に共通するのは、指導指示内容は書面の記載自体で判断せよということ。また、痛快だった点は、法令解釈に関し前例がない事柄であったとしても「生活保護に関する業務を担当する者であれば容易に判断できる」としたこと。当然とはいえ、本件判決は、不可能・困難な指示は自立助長という法の目的に反するという制度理解を裁判所が持っているという点でも意義深い。



各分科会報告

第一分科会「生活保護基準」

第一分科会では「生活保護基準」をテーマに①住宅・冬季加算削減への対抗法、②基準引き下げ問題の到達点、③社会保障全般の動向、財政制度審議会対策について花園大学の吉永純さん、弁護士の森田基彦さん、大阪市立大学の木下秀雄さんが報告した。報告後に

質疑応答で意見を交換した。

①最初に花園大学の吉永純さんが、住宅扶助と冬季加算の引き下げの動向と、どのように生活保護受給者が対抗していけばよいのかということについて報告した。住宅扶助について、旧基準から新基準へ大きな減額が実行された。特に多人数世帯の引き下げが大きい中で、どのように対応していけば良いのかという問題がある。そこで例外措置の適応が対抗策として挙げられる。大阪府の住宅扶助の改定に伴う対応を例に挙げ、これを使えば7〜8割の人が新たな住居に移転する必要がないにも関わらず、例外規定に行政が対応していない現実があるということを示した。また、埼玉の裁判では勝訴し、旧基準が適応されたこともあげられた。

②次に弁護士の森田基彦さんが、生活保護基準引き下げの問題の論点や、到達点について報告した。3回に分けて実施された670億円の引き下げについて、90億円の歪み補正分と580億円のデフレ調整分に分けられたが、実質的な根拠は乏しく、自民党の公約や厚生労働省による数字の操作によるものといえる。生活保護引き下げの裁判に関してはこれらの歪み補正分やCPIとともに多くの論点があり、議論が進められている途中であるということとで締められました。

③最後に大阪市立大学の木下秀雄さんが、裁判連の活動が始まった21年前から現在に至るまでの社会保障を巡る国の動きや、財政制度審議会対策について報告した。特に財政制度審議会対策については現実に起こっている高齢化等の課題をきちんと直視すること、

財源自体を公平な負担としてではなくあるところから取ることも、また、国際的な課税負担について説明された。

これらの報告を踏まえ、質疑応答を行った。質問を通して生活保護に対する認識や制度の実態の理解を深めたり、各地域や立場から生活保護制度の問題をどう捉えていくかということ、また、裁判への取り組みについて議論された。その中で、生活保護のイメージ、特に生活保護の人の方が「恵まれた」豊かな生活をしているとの声を耳にするという意見があげられた。それに対し、相対的貧困率では6人に1人が貧困であり、今の日本には2000万人の方が貧困であること、10万2千円の可処分所得が本場に「恵まれている」あるいは「豊か」といえるのかということ、また、最低賃金で働く人と生活保護で生活している人の整合性についても生活保護基準が引き下げられたことで整合性が実現されているという意見が出た。また、生活保護のイメージに対して、裁判で勝つということが生活保護の誤解を解くことや権利として使おうということにつながることも、最低生活の人が権利としてきちんと利用できること、社会保障全体の運用自体を合理的にすることが重要だという意見、実際は政府が想定する1割の人しか生活保護を受けていない現状があるという意見が出た。そのほか、解体がすさまじい社会保障を権利として確立するべきという意見などがあげられた。



第2分科会「生活保護制度の正しい運用のために」

第2分科会は、「生活保護制度の正しい運用のために」というテーマで行われた。まず、弁護士岡崎充隆さんから八幡浜事件、弁護士石坂想さんから川崎市高校生アルバイト事件、弁護士の山口博史さんから大阪外国籍生活保護訴訟、弁護士石側亮太さんから京都市増収指導事件の概要を報告していただき、報告後に質疑応答、議論を行い、意見を交換した。

まず、八幡浜事件に関しては、生活保護廃止決定の執行停止について特に議論された。八幡浜事件では、執行停止決定後、岡崎さんが担当者に毎日督促の電話をしていたため、1週間保護再開に至ったが、保護再開になるまでの間、利用者の生命は脅かされているのが現実である。実際に、審査請求の取消裁決があるまで保護を再開しなかった例が他の自治体でみられている。八幡浜事件をきっかけに、執行停止後、権利を主張すると同時に、迅速

に保護を再開する運用に変えていくということが議論された。

次に、川崎市高校生アルバイト事件に関しては、議論の中で、判決の意味が2つ挙げられた。1つは、運用において、行政は、生活保護世帯の高校生のアルバイト収入について、単に申告しなさいと指導するだけでなく、大学受験費用や修学旅行費は、申告がなされたら収入認定しないのできちんと申告しなさいということとを合わせて説明しなければならないということ。もう1つは、大学進学費用を認めたとである。そして、川崎高校生アルバイト事件が高校生の進路保障を進めていくことのきっかけになるということが述べられた。また、運用上、高校生の進学は無条件で認められているわけではない点が今後の課題として残っていることも示された。

大阪外国籍生活保護訴訟は、他の3つの事件とは異なり、現在、争っている途中の裁判である。そして、外国籍の方が、そもそも取消訴訟ができるのかという点が問題となっていると山口さんから述べられた。議論の中では、そもそも、外国籍の方が訴え自体できない、おかしいとおおかしくないとか言う権利がないという生活保護の運用に問題があるということが挙げられた。最後に、京都市増収指導事件では、石側さんから事案全体として判断されたことが2つ挙げられた。1つは、行政から生活保護利用者に対しての実現不可能又は実現困難な指導指示は無効であること。もう1つは、過去のやりとりなどがあったとしても、指示が違法かどうかは指示内容として書面に記

載されたことだけをみて判断するということである。議論の中で、京都市では、この裁判の第一審の判決が出た時点で、ケースワーカーに対して実現可能な内容を分かりやすく書けという指示がされたという意見が挙げられた。裁判での取り組みが確実に行政の実務運用に影響を与えていることが確認された。



第3分科会「生活保護裁判をたたかいてぬくために」

第3分科会では現在裁判中の原告の方とすでに裁判を終えた原告の方の交流を目的に、裁判の辛さや悩み、裁判に至るまでの気持ち、支援する会の存在やその設立等を話し合った。

裁判中の原告として、愛媛・介護保障裁判の原告Mさん、岡山・浅田訴訟の原告浅田達雄さんおよび支援する会事務局長吉野一正さん、愛媛・人間らしく生きたい裁判の原告、裁判を終えた原告として、広島・生存権裁判の原告団長加藤清司さん、大阪・枚方生活保護自動車保有訴訟の原告佐藤キヨ子

さんがそれぞれお話をされた。

まず、原告の方から一言ずつ、裁判に至るまでの経緯や裁判後の気持ちや述べられた。人として人間らしく生きたいという思いや国の基準や決定に納得できないという気持ちから裁判を起したことで、裁判を終えた方からは自分だけの問題ではないので頑張れた、裁判に勝つことができ気持ちが晴れやかになったという感想や、最高裁で訴えが棄却されたことに厳しさを感じたなどそれぞれの思いが語られた。

次に裁判の辛さや裁判に至るまでの気持ちをテーマに話し合いが行われた。すでに裁判を終えた原告の方からは、昔から家や学校でいじめられて辛い思いをしてきた。自分と同じような人がたくさんいるので、裁判所にみんなを助けてほしいと訴えたこと、生活保護費の引き下げに対する国の決定が不合理であり、裁判でそのことを突き詰めたことが述べられた。裁判中の原告の方からは、裁判を決断するまでには、

裁判に負けたら自分が前例になり、同じ生活をしている人も減らされるのではないかという不安があったが、それでも同世代と同じ暮らしをするためには、絶対に介助が必要であり、自分は間違っていないという思いで裁判を頑張ってきたこと、市の決定に対して、今まで生きてきたことが全て否定されること、負けたら人生そのものが否定されるかと思いで頑張ってきたことや今後裁判がどうなるのか心配であるといった気持ちが話された。

その後、支援する会や支援者の存在について話し合いが行われた。原告の方は共通して、自分個人の裁判ではな

いという思いと多くの支援者が集まったから今まで闘えたと述べられており、支援の会や支援者が大きな力になっていくことが確認された。また、ある原告の方からは、無関心が一番良くない、今関心ある人が少ないので、多くの人に話を聞いてもらうことが重要だという思いが伝えられた。

さらに原告の方からは、どうやって呼びかけて支援者を増やしてきたか、支援の会をどうやって設立したかという質問がされた。障害者の団体が中心になり支援の会を結成したケースや生活と健康を守る会が立ち上げたケースなど様々であり、どこも一つの団体だけでは支援は広がらないので、他の多くの団体に声をかけ支援を呼びかけているということであった。

最後の質疑応答では、裁判の中で生活実態を丸裸にされるが、負担になっているか、どう思ったかといった質問がされた。原告の方からは始めは恥ずかしくなかったが、今は恥ずかしくない。多くの人に知られて広まってくればよいという思いや、恥ずかしい思いや辛い思いもしたが、裁判に勝つためには必要なことであるといった信念などが示された。

